

運動型通所サービス重要事項説明書

＜令和８年１０月１日 現在＞

事業目的・運営方針

ご利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて自立した生活を居宅において営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指し機能訓練を行います。また、地域やご家族との結びつきを大切にし各機関と綿密な連携をとって事業を実施いたします。

１ 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 ０４８—８５７—８５２２（午前９時から午後５時まで）

担当 相談員 梶川 大輔

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

２ ナーシングヴィラ与野 運動型通所サービス事業所の概要

(１) 提供できるサービスの種類 運動型通所サービス及び付随サービス

(２) 施設の名称及び所在地等 ※下記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

施設名称	特別養護老人ホーム ナーシングヴィラ与野
所在地	埼玉県さいたま市中央区本町東６－１０－１
介護保険指定番号	(さいたま市) １１７６５０９３４５
サービスを提供する対象地域	さいたま市中央区：全域、さいたま市大宮区：桜木町、上小町、三橋、さいたま市桜区：白鯉の地域とする。 ※

(３) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	１名	０名	サービス管理全般	１名
機能訓練指導員	２名	０名	機能向上訓練等	２名
介護福祉士	３名	１名	機能向上訓練 補助等	０名
事務職員	１名	１名	一般事務・料金請求等	２名
運転手	２名	１名	送迎業務	３名

(４) 設備の概要

定員	１５名	機能訓練室	１室
食堂兼活動室	１室	トレーニング機器	６台
一般浴室	１室	相談室	１室
特殊浴室	１室	介護教室	１室
静養室	１室	送迎車	７台

※設備の一部は、併設運営される指定通所介護サービスと共用します。

(5) 営業日及び営業時間

営業日・時間	月曜日～金曜日（１０：３０～１２：００）
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日、１２月２９日～１月３日

緊急連絡先 ０４８—８５７—８５２２（代表）

3 サービス内容

運動型通所サービス計画に沿って、送迎、機能訓練その他必要なサービスを行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

4 料金

(1) 利用料金

		1割負担	2割負担	3割負担	内容
運動型通所サービス費		393 円	786 円	1,179 円	左記の料金は1回あたりの利用料です。
運動型通所サービス費 片道送迎なし		353 円	705 円	1,058 円	
運動型通所サービス費 往復送迎なし		312 円	624 円	936 円	
運動型通所サービス 介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)口	1回／月	47 円	94 円	141 円	介護職員等の処遇改善に係るご負担です。
	2回／月	94 円	188 円	282 円	
	3回／月	141 円	282 円	423 円	
	4回／月	189 円	362 円	567 円	

○上記料金表の金額は介護保険適用時の自己負担額です。但し、要介護の認定を受けた場合や介護保険適用外の場合にサービスを利用された際は、介護保険を申請した日または更新月の翌月より全額自己負担となりますので、詳しくは担当者へご確認下さい。

※全額自己負担の料金は、1回利用あたり約4,500円になります(令和8年7月現在)

○介護保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、翌月の末日迄にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。
運動型通所サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護予防支援事業所
とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
 - ・要支援認定区分が要介護と認定された場合……要支援認定有効期間満了日
 - ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日
- ④ その他
 - ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により1ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

6 サービスの提供に当たっての留意事項

- ・利用者は、主治の医師からの指示事項がある場合には、事業者はその旨を申し出なければならない。
- ・体調不良等によって運動型通所サービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- ・使用機械の不具合、職員体制等、不測の事態が発生した場合、提供サービス内容が変更になることがあります。

[サービスご利用に際してのお願い]

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 送迎の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 送迎の際の喫煙はご遠慮ください。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

- (2) モラルハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

[カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方について]

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくと共に、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定するような発言や差別的に言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直しについてご相談させていただくことがあります。

7 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

8 事故発生時の対応方法

(1) 対応方法

当施設において事故が発生した際には、ご利用者様の生命又は身体の安全又は保護を最優先に処置いたします。また併せて市町村・ご家族・介護予防支援事業者等に事故状況等を迅速にご連絡し必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び処置について記録します。

(2) 賠償責任

- ・事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するに当たって、事業者もしくは施設の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- ・利用者は、施設において、故意または過失若しくはこの契約上の利用者の義務に違反して、施設の職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- ・事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。ただし、往路送迎の乗車前及び帰路送迎の降車後は、賠償責任の適用外となります。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

10 非常災害対策

- (1) ご利用者の生命の安全を確保するため、以下の防災設備を設置しています。

自動通報システム・温度感知器・煙感知器・スプリンクラー・消火用散水栓・消火器等

- (2) 消防計画及び危機管理マニュアルを制定しています。また、このマニュアルに沿って、

防災訓練（年２回）を行う等の対策を実施しています。

- (3) 非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、定期的に訓練及び研修を実施する。事業継続計画は非常災害時と感染症蔓延時の２つの事態に対応するものとする。

1 1 運営に関する重要事項

- 1、事業所は、従業員の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することに努める。
- 2、事業者は、虐待の発生又はその再発を防止のための指針を整備し、定期的に研修および委員会を開催する。その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- 3、事業者は、感染症およびまん延防止のための指針を整備し、感染対策に関する委員会を６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。また定期的に研修および訓練を実施する。
- 4、従業員は、正当な理由なくその職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏洩してはならない。また、事業者は従業員であった者が正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏洩することのないよう必要な措置を講ずる。
- 5、事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 6、事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から５年間保管する。
- 7、この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人シナプス理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

1 2 その他

この契約の履行等に関する相談や苦情、個人情報の取扱いに関する苦情につきましては、本施設生活相談員及び苦情解決第三者委員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

1 ナーシングヴィラ与野 運動型通所サービス事業所

苦情受付担当者 相談員 梶川 大輔

電話番号 ０４８—８５７—８５２２

2 苦情解決第三者委員

阿久津 奉子 ０４８—８５２—０２７８

3 その他

さいたま市介護保険課 ０４８—８２９—１２６４

さいたま市いきいき長寿課 ０４８—８２９—１２５７

さいたま市中央区高齢介護課 ０４８—８４０—６０６８

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情専用）０４８—８２４—２５６８

令和 年 月 日

運動型通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

所在地 埼玉県さいたま市中央区本町東６丁目１０番地の１

名称 社会福祉法人シナプス

特別養護老人ホームナーシングヴィラ与野

説明者 職氏名 相談員 梶川 大輔

私は、契約書及び本書面により、事業者から運動型通所サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>
